

# 首都大学東京健康福祉学部認定看護師教育課程運営要綱

20 首都大荒管第 1290 号

制定 平成 21 年3月 23 日

## (要綱の目的)

**第1条** この要綱は、首都大学東京健康福祉学部認定看護師教育課程(以下「本教育課程」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

## (教育課程の目的)

**第2条** 本教育課程は、首都大学東京学則第73条の規定に基づき、特定の看護分野において、熟練した看護技術及び知識を有し、次に掲げる役割を果たす認定看護師を育成することを目的とする。

- (1) 個人、家族又は集団に対して熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を実践すること。
- (2) 看護実践を通して看護者に対し指導を行うこと。
- (3) 看護者に対しコンサルテーションを行うこと。

## (看護実践研究・研修センター)

**第3条** 本教育課程を運営するため、首都大学東京健康福祉学部看護学科内に看護実践研究・研修センター(以下「センター」という。)を置く。

- 2 センターにセンター長を置く。センター長は看護学科長をもって充てる。なお、センター長は、業務上必要と認める場合、副センター長等を置くことができる。
- 3 センターに教員会及び研修生選考委員会を置く。教員会及び研修生選考委員会については別に定める。

## (分野及び受入定員)

**第4条** 育成する認定看護師の分野及び定員は以下のとおりとする。

分野名	受入定員
がん化学療法看護	30名

## (教育期間)

**第5条** 本教育課程は9月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## (休業日)

**第6条** 定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 センター長は、特別の事情があるときには、冬季休業を変更することができる。
  - 3 臨時の休業日は、その都度、センター長が定める。

**第7条** 削除

#### (受入資格)

**第8条** 本教育課程に研修生として受け入れることのできる者は、次の各号に該当し、教育課程を受講する十分な学力があるとセンター長が認めた者とする。

- (1) 日本国の保健師、助産師又は看護師の免許を有する者
- (2) 保健師、助産師又は看護師として看護実務経験を5年以上有し、かつ、がん看護分野で通算3年以上、がん化学療法を受けている患者の多い病棟、外来、または在宅ケア領域での看護実績を有する者
- (3) がん化学療法を受けている患者の看護を担当した実績を有する者

#### (出願手続)

**第9条** 研修生として受入を希望する者は、所定の願書に選考料を添えて願い出なければならない。

#### (研修生の選考)

**第10条** 研修生の選考は、個別学力試験等により実施する。

- 2 センター長は、試験等の成績に基づき、教員会の議を経て合否案を作成し、健康福祉学部教授会(以下「学部教授会」という。)に付議するものとする。
- 3 健康福祉学部長は、学部教授会の議を経て合格者を決定する。
- 4 研修生の選考は、研修生選考委員会において実施する。

#### (受講手続及び受講許可)

**第11条** 前条の選考に合格した者は、所定の書類に受講料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の受講手続を完了した者に受講を許可する。
- 3 前項の受講を許可した研修生に対し、認定看護師教育課程研修生証を発行する。

#### (受講の中止)

**第12条** 研修生は、受講を中止するときはセンター長に対し、所定の様式により受講中止届を提出しなければならない。

#### (除籍)

**第13条** 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 死亡した者

#### (教育課程)

**第14条** 本教育課程は、別表のとおりとする。

#### (科目試験)

**第15条** 試験は、それぞれの授業科目(実習を除く。)について行う。

#### (追試験)

**第16条** 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者は、所定の様式に理由を証する文書を添えて、指定する期日までにセンター長に対し追試験の申請をすること

ができる。

- 2 センター長は、試験を受けることができなかつた理由を正当と認めるときは、当該科目について追試験を受けさせることができる。

#### (再試験)

**第 17 条** 試験または追試験において不合格となつた者に対しては、当該科目について再試験を行うことができる。

- 2 前項の規定に基づく再試験を受けようとする者は、所定の様式により、指定する期日までにセンター長に申請しなければならない。

#### (学修の評価)

**第 18 条** 学修の評価は、100 点を満点とし、A(80 点以上)、B(70 点～79 点)、C(60 点～69 点)及びD(60 点未満)の四段階で判定し、上位3段階までを合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

- 2 試験科目の出席時間数が当該科目の授業時間数の5分の4に満たないときは、その科目の試験を受けることができない。
- 3 実習の出席時間数が授業時間数の5分の4に満たないときは、不合格となる。

#### (修了試験)

**第 19 条** 所定の科目試験を合格した者に対し、修了試験を課す。

- 2 修了試験の成績は、100 点を満点とし、80 点以上を合格とする。
- 4 第 16 条及び第 17 条の規定は本条第1項に規定する修了試験に準用する。

#### (修了判定)

**第 20 条** 修了の判定は、前条の修了試験に合格した者について行う。

- 2 センター長は、教員会の議を経て修了判定案を作成し、学部教授会に付議するものとする。
- 3 修了判定は、学部教授会の議を経て健康福祉学部長が行う。

#### (修了証の授与)

**第 21 条** 修了を認定した者に対し、修了証を授与する。

#### (未修了者に対する在籍の特例)

**第 21 条の2** 研修生が第5条に定める教育期間で本教育課程を修了できなかつた場合は、センター長の許可を得て、その翌年度の本教育課程に限り当該翌年度の受講料を納付した上で在籍することができる。

- 2 第 11 条の受講手続きを終えた後、事情の変更により本教育課程を受講できなくなつた者は、センター長の許可を得て、その翌年度の本教育課程に限り当該翌年度の受講料を納付した上で在籍することができる。

#### (受講料等)

**第 22 条** 受講料、選考料等の額は、別に定める。

#### (受講料等の不還付)

**第 23 条** 一度納入した受講料、選考料等は原則として還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第 11 条の受講手続きを行った後、指定する期日までに受講辞退の申し出があった場合には、受講料を還付する。

3 第1項の規定にかかわらず、第 21 条の2第2項の許可をする場合には、受講料を還付する。

**(規則等の遵守)**

**第 24 条** 研修生は、首都大学東京の規則等を遵守し、センター長の指示に従わなければならない。

**(損害賠償)**

**第 25 条** 研修生は、故意又は重大な過失により医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、賠償の責を負うものとする。

**(図書館の利用)**

**第 26 条** 研修生は、所定の手続を経て、首都大学東京図書情報センター荒川館を利用することができる。

**(雑則)**

**第 27 条** この要綱に定めるもののほか、研修生の受入に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則(平成 21 年3月 23 日 20 首都大荒管第 1290 号)

この要綱は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年3月 17 日 21 首都大荒管第 705 号)

この要綱は、平成 22 年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

がん化学療法看護認定看護師教育課程

教育課程の目的:			
1 がん化学療法を受ける患者・家族に対して、個別的、全人的かつ専門性の高い看護を実践する能力を育成する。			
2 がん化学療法看護の専門的知識と実践力を基盤として、看護スタッフの指導・相談を行うことのできる能力を育成する。			
3 がん化学療法看護における臨床実践能力を自律的に向上する力を育成する。			
期待される能力:			
1 がん化学療法を受ける患者・家族の身体的・心理的・社会的状況を包括的に理解し、専門性の高い看護を実践できる。			
2 がん化学療法が行われる場(病棟、外来及び在宅など)の特性を考慮した看護の提供を行うことができる。			
3 がん化学療法薬の特性と管理の知識をもとに、薬物の投与、管理、副作用対策を、安全かつ適正に責任をもって行うことができる。			
4 がん化学療法をうける患者・家族が、セルフケア能力や化学療法中におこる問題へのマネジメント能力を高められるように、適切な看護援助を行うことができる。			
5 がん化学療法を受ける患者・家族が、十分で適切な情報のもとに意思決定し、治療参加が可能となるように支援することができる。			
6 がん化学療法看護の実践を通して役割モデルを示し、看護スタッフに対して具体的な指導ができる。			
7 がん化学療法に伴う看護ケアに対して、看護スタッフの具体的な相談にのることができる。			
8 病院等の組織や医療サービス提供システムを理解し、医師や薬剤師等の他職種と積極的に協働することによって、チーム医療としてのがん化学療法を推進する役割を果たすことができる。			
区分	研修科目名	内 容	時間
科目  必須	看護管理	わが国の保健医療制度の仕組みと動向を理解し、社会や地域住民のニーズに対応する医療サービスや看護のあり方を考察する。また、組織や医療チームにおける認定看護師の位置づけや役割機能を踏まえ、実践の場において質の高い看護サービスを効果的・効率的に提供するための戦略や他職種との共働、自身の役割機能の展開などについて検討する。さらには、認定看護師としての活動の成果と診療報酬の成り立ちについて理解する。	15
	リーダーシップ	集団や組織の目標や課題を達成する上で必要なリーダーシップ活動について基本となる知識を学習する。実践の場において、質の高いケアを提供していく上で必要な認定看護師のリーダーシップの役割について考察する。	15
	文献検索・文献講読	実践の場において、問題解決のために研究論文を読解し、実践に活かす能力を養う。また、関連文献を系統的に検索、入手し、活用する方法とその限界について理解する。	15
	情報処理	実践の場において、必要な情報を効率よく収集・解析・表示・伝達するための情報処理・管理能力を養う。また、情報倫理の観点から、医療関連情報の適切な取り扱いについて理解する。	15
	看護倫理	実践の場において、対象の人権擁護・知る権利・自律性(自己決定)を尊重した看護を提供するため、看護倫理についての理解を深め、実践活動にどのように反映できるか考察する。	15
	指導	組織内外の看護者に対して、実践を通して知識・技術を共有し、相手の能力を高めるための指導能力を養う。	15

	必須	相談	実践の場において、対象に必要な看護ケアを提供するために、対象及び看護スタッフに対して、コンサルテーションしていく上で必要な知識や方法を学習する。	15
	選択	対人関係	実践の場において、何らかの問題に直面し悩んでいる対象に対して、対象の話をききながら、共感的に対象の経験や気持ちを理解しようとする上で必要な面接の機能や進め方など基本的な知識や技能について学習する。	15
		医療安全管理	医療現場における安全管理をめぐる取り組みの経緯、医療事故発生のメカニズムについて理解する。また、実践の場において、看護者および他職種との連携を図り、医療事故を防止するための情報収集・分析・対策立案・評価・フィードバックを実践する能力を養う。	15
	小 計			135

区分	研修科目名	内 容	時間
専門基礎科目	がん看護学総論	1 がん看護の発展と課題 2 がん看護の領域と専門性 3 がん看護における主要概念 4 がん患者・家族の情報ニーズと患者・家族教育	15
	症状マネジメント論	1 症状マネジメントの枠組み(統合的アプローチ:IASM 等) 2 症状のメカニズムとアセスメント 3 症状マネジメントの方略と評価	15
	腫瘍学概論	1 がんの疫学 2 細胞の分裂、増殖、細胞死のメカニズム 3 がんの発生・浸潤・転移(腫瘍免疫を含む) 4 がんの予防と検診 (1) がん罹患のリスク因子(食生活、喫煙等)とがん予防 (2) 免疫システム (3) がん検診の対象・内容・精度、検出率 (4) 画像診断、腫瘍マーカー、有効性評価に基づいたがん検診等 5 がんの診断過程と診断方法 6 がんの集学的治療	15
	がん化学療法概論	1 メディカルオンコロジーの領域と専門性 2 がん化学療法の基礎知識 3 がん化学療法とEBM 4 がん化学療法薬の開発から標準治療の確立まで 5 がん化学療法による治療効果の評価 6 主な疾患のがん化学療法/標準治療と最新の動向	30
	臨床薬理の知識と活用方法	1 臨床薬理の基礎知識 2 薬物動態と薬効/薬物相互作用 3 薬物情報の活用方法	15
	臨床試験と治験コーディネーター	1 臨床試験の意義とその過程 2 臨床試験実施計画書の読み方 3 臨床試験デザインとデータ解析の基本用語 4 臨床試験における倫理的課題 5 臨床試験におけるインフォームドコンセントと患者の意思決定 6 治験コーディネーターの役割と実際	15
	がんの医療サービスと社会的支援	1 がんのチーム医療 2 がん患者と家族が活用できる社会資源	15

		3 がんの医療政策 4 サイコオンコロジー	
		小 計	120
専門科目	がん化学療法患者・家族のアセスメント	1 がん患者と家族の置かれている状況 2 がん化学療法と身体的アセスメント 3 がん化学療法と心理的アセスメント 4 がん化学療法と家族・社会的アセスメント 5 事例検討	15
	主要ながん化学療法薬レジメンとその看護	1 主要ながん化学療法レジメンとその看護 2 がん化学療法の施行前、施行中、施行後の看護のポイント 3 がん化学療法プロトコルに関する看護スタッフ指導	30
	がん化学療法薬の投与管理とリスクマネジメント	1 経静脈的投与の管理 (1)血管のアセスメントと穿刺手技 (2)血管アクセス用具(VADs)の種類と特徴、適応、取り扱い上の注意点 (3)主要ながん化学療法薬/レジメンの経静脈投与の実際 2 経動脈的投与・その他の経路からの投与の管理 3 がん化学療法薬のリスク分類と健康への影響 4 がん化学療法薬の安全な取り扱いの実際 5 血管外漏出時のアセスメントと処置の実際 6 がん化学療法中の感染管理 7 がん化学療法薬の安全な取り扱い・経静脈投与に関する看護スタッフ指導 8 がん化学療法薬の与薬における事故防止	30
	がん化学療法に伴う身体の変化と症状緩和技術	1 がん化学療法薬によってひきおこされる主な副作用症状の機序、アセスメント 2 フィジカルアセスメント 3 栄養のアセスメントと栄養管理 4 がん化学療法を受ける患者の体験とその理解 5 マネジメントのために必要な知識と技術 6 症状マネジメントの実際 (1)症状緩和技術の提供 (2)リラクゼーションの理論と技術 7 マネジメントの評価方法(QOL など) 8 事例検討	30
	がん化学療法患者へのセルフケア支援	1 セルフケア理論にそった患者アセスメント 2 入院、外来、在宅など療養の場の特性を踏まえたセルフケア支援計画の立案 3 入院、外来、在宅など療養の場におけるセルフケア指導の方法と実際 4 がん化学療法をうける患者・家族への教育	15
	がん化学療法に伴う患者・家族の意思決定を支える看護援助	1 患者・家族の意思決定プロセス 2 インフォームドコンセントにおける看護師の役割 3 意思決定に関する要因のアセスメント 4 意思確認のコミュニケーション 5 意思決定を支える看護援助の実際 6 治療情報(がんの最新治療など)の提供における看護師の役割 7 がんの代替・補完医療における看護師の役割 8 がん看護における倫理的問題	15
	外来/在宅がん化	1 外来/在宅におけるがん化学療法看護の現状と課題	15

	学療法と看護援助	2 外来/在宅でがん化学療法を受ける患者の相談とトリアージ 3 救急時の対応(オンコロジックエマージェンシー) 4 外来/在宅化学療法をうける患者・家族への心理的支援の方法 5 外来/在宅がん化学療法を受ける情報提供の方法 6 外来/在宅がん化学療法における看護師の役割と他部門との協力 7 治療環境の整備と支援 8 継続看護の体制について	
		小 計	150
学内演習	総合演習	課題学習(ケースセミナー等) 1 最新のトピックスに関すること 2 クリティカルシンキングやコミュニケーションに関する演習 3 臨地実習後の事例検討(学生セミナー、事例カンファレンス) 4 臨地実習事例での看護過程をまとめる 5 主要概念を用いた看護の展開	60
実習	臨地実習 I	1 がん化学療法が行なわれている病棟や外来において、がん化学療法薬を安全かつ的確に取り扱い、経静脈投与、管理を適切に行う。 2 がん化学療法を安全・確実に実施するためのシステムについて理解し、自施設のシステムにおける課題を明確にする。	45
	臨地実習 II	1 がん化学療法が行なわれている病棟や外来において、がん化学療法中の患者を受け持ち、看護実践を行う。 ・ 患者インタビューや聞き取りによって、患者の持つ問題を明確にする。 ・ 個別的で適切なアセスメントをもとに、その患者と状況にあった看護援助の計画・実施・評価を行う。 ・ 看護過程を振り返り、的確なフィードバックを自律的に行う。 2 がん化学療法看護について、看護スタッフに具体的な指導を行う。 3 がん化学療法看護に専門的に関わっている看護師(専門看護師、認定看護師など)の活動をとおして、認定看護師の役割を考える。	135
		小 計	180
		必須科目計	615
		選択科目計	30